

IV 登録事項の変更の届出

解体工事業の登録の有効期限は5年間です。この間に、登録事項に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に、変更の内容を都道府県知事に届け出なければなりません（法第25条第1項。）登録事項の変更の届出は、変更届出書とともに変更する事項に応じた添付書類を提出します（省令第6条。）

変更する登録事項と必要な添付書類

各種変更に通ずる様式第6号とは「解体工事業登録事項変更届出書」のことです。

変更の種類	届出書類・添付書類等
① 商号または名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・商業登記簿謄本（法人のみ）
② 営業所の名称・所在地の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・商業登記簿謄本（法人のみ） ・住民票の抄本（個人事業主のみ） <登記されていない場合や住民票に変更がない場合> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の所有形態を示す書類（賃貸借契約書の写など） ・営業所の写真（内観・外観）
③ 営業所の新設	同上
④ 営業所の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号
⑤ 役員の変更 （法人のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・様式第2号（誓約書） ・様式第4号（調書） ・商業登記簿謄本（就退任日が記載されているもの） ・役員住民票の抄本（新しく役員に就任した者の分のみ）
⑥ 個人事業主の氏名の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・様式第2号（誓約書） ・様式第4号（調書） ・住民票の抄本 ・戸籍抄本の提示
⑦ 技術管理者の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第6号 ・技術管理者住民票の抄本 ・技術管理者の要件を示す書類（下記のうち該当するもの） ・様式第3号（実務経験証明書） ・資格免状（合格証明書・免許証など）の写し ・卒業証明書 ・講習修了書の写し
⑧ 廃業等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・県様式第1号